

文学第 161 号
令和 7 年 9 月 19 日

各私立高等学校等設置者 様

和歌山県企画部企画政策局文化学術課長
(公印省略)

令和 7 年度和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）事業
の申請期限の延長について（依頼）

平素より本県私学行政の推進に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 7 年 6 月 30 日付け文学第 161 号により、標記制度の周知について御協力をお願いしておりましたが、この度、申請期限を下記のとおり延長いたします。

つきましては、保護者等が和歌山県に住所を有する生徒がおられましたら、申請期限や方法等を再度周知いただきますようお願いいたします。

記

1 申請期限

通常申請：当初 令和 7 年 8 月 7 日（木）まで（当日消印有効）

延長後 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで（当日消印有効）

※ 家計急変世帯向けの申請期限は、変更ありません。

2 申請方法

申請者（保護者等）が、郵送又は持参により直接当課へ申請書類を提出
【提出先】

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地

和歌山県企画部企画政策局文化学術課学術振興班 奨学給付金担当あて

3 申請書類の入手方法

本県ホームページからダウンロード

「令和 7 年度和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）制度について」
(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/022100/gakkou/d00213743.html>)

和歌山県企画部企画政策局
文化学術課学術振興班 東
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
電話 073-441-2098 FAX 073-436-7767
E-mail : e0221001@pref.wakayama.lg.jp